

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第二部 労働運動

第五編 労農政党

第一章 日本社会党

一、全農派議員の離党 一九四七年末、平野力三追放によって全農系右派議員は深刻な党内対立の結果、ついに一九四八年はじめ協同的社会主义政党(社会革新党)結成の下準備を具体化し、ついに一月八日離党して新党結成の声明を発した。声明書に署名した代議士は一六名である。

これに対して、社会党の片山委員長以下は極力慰撫につとめたが、ついに一月八日中央執行委員会において離党を承認し、離党代議士と党組織の区別、党一本化などの指令を下部組織に指令した。

二、四党協定の破棄問題 労働者階級の片山内閣に対する不満を受けた党内左派が、鈴木政調会長を先頭として、一九四七年四月の片山内閣成立当時、自、民、国協、社会が行った四党協定こそ今日の政局難行をまねいた根源であると、その協定破棄を主張した。右派はこれを今まで民主党にしばられていた片山内閣の起死回生の突破口として、一九四七年一二月九日その破棄を片山首相に申入れた懸案の問題であり、一九四八年一月の第三回党大会でもこれが左右対立のヤマになったのである。

三、第三回党大会 日本社会党第三回党大会(このときは最高会議と云われていた)は一月一六日から一九日までの四日間、東京で開催された。浅沼書記長代理、西尾書記長の本部報告からはじまりこれを中心とする討論が一六日、一七日の二日間にわたってくりひろげられ、その間の各地方代議員の質問は、いずれも四党協定の破棄、政府の失政、党規問題に集中され、片山内閣に対する社会党員の批判が展開され、それを積極的に受けて立つた左派の攻撃は白熱化し、微妙な底流をはらみつつ進められた。第二日目に「四党政策協定破棄」が緊急上程されるに及んで頂点に達し、松岡議長の打振るギャベルの響も堂を制し得ず、第三日に至って、議長の唐突な散会宣言に端を発して「四党政策協定破棄」に反対の右派議員の退場となり会場は一時混乱に陥ったが、左右幹部の話し合いのすえ、第四日において新中央委員や三役などの役員をきめて、無事党大会は終了したが、この左右対立と、四党政策協定破棄の大会決定は後にまで尾をひいて、ついに片山内閣総辞職の原因となったのである。

三役の選挙はつぎのとおりであった。

委員長 片山哲 五三一票(無効投票 一七八票)

書記長 浅沼稻次郎 三七六票(加藤勘十 三三〇票)

会計 中崎敏 三五六票(田中松月 三四六票)

大会に引き続き中央執行委員三〇名の選出を行うため二〇日、地方選出中央委員二一八名、国会議員一五〇余名が集り、六時間余に亘って折衝が続けられた結果、一名の空席を残して、無投票推薦に決定した。

四、〇. 八問題と片山内閣総辞職 大会が四党政策協定の破棄と運賃、通信料金の値上げをしない「物価および賃金に関する件」等を決定して以来約一ヵ月、第二国会を迎えたが、がぜん懸案の官公吏生活補給金〇・八ヵ月分の財源問題が、片山内閣と社会党にとってきわめて重大な問題として登場してきた。

一月中旬より官公吏給与の生活補給金二・八ヵ月分支給の残余である〇・八ヵ月分支給を含む追加予算案は、社会党大会が決定した「新物価改訂まで運賃、通信料金の値上げを行わない」という決議と正反対の内容を含んで一月三〇日衆議院予算委員会に提出された。これに対して党内左派は大会決定違反であるから反対であると主張し、右派は全面的中止はむずかしいと、中央執行委員会で激論をたたかわし、一応採決に入り数で右派が強いため本年度追加予算全体の財源としての値上げは止むを得ず認めるとの妥協案を採決に問い一四対一〇の多数で決定するにいたった。しかし、左派の五月会は大会の決定こそ守られるべきであると中央執行委員会における少数意見の留保と、今後の行動の自由を守ることを声明し、党内の危機が迫った。

ついで二月五日ついに財源問題で折合いがつかず、衆議院予算委員会では予算委員長である鈴木茂三郎以下、予算案撤回の票を投じて、ついに撤回が決議され、政府は危機に陥った。これに対して右派は左派の行動は党中央執行委員会の統制違反であると云い、左派は党大会を守らないものこそ統制違反であると左右対立をきわめて尖鋭化するにいたった。しかし、政府は六日一応予算案を撤回し七日「運賃、通信料金の値上げは行わない」と決定し、また当の鈴木政調会長も予算委員長辞任を公表したので危機は一応回避されたかに見えたが、一〇日の閣議において、政府の責任上片山内閣総辞職にまで発展してしまったのである。

五、芦田内閣の成立と社会党入閣 片山内閣総辞職後、後継内閣の首班指名についても社会党の党内対立は鋭く行われた。左派のうち強硬派は、再び社会党と保守政党の連立内閣をさけるため、このさい吉田指名もさけるべきではないと主張したものもあったが、大勢として保守反動の自由党に政権を渡さないためという中道理論が多かった。しかし二月二日の中央執行委員会においては、再び片山委員長を首班に指名すべしという左派五月会の主張と、芦田均を首班に指名するという右派の両論に分れ、容易に結論を得なかったが、片山委員長は「政治的責任で総辞職した以上今回の指名には辞退する」意向を明にした。しかし左派はあくまでも片山首班を主張したため、採決となり、一九票対一〇票で党として芦田指名に最後の決定した。

しかしながら、芦田内閣に対する左派の態度ははじめから懐疑的であった。当日及び二八日の中央執行委員会において、及び民主党国協党との交渉を通じて左の如き政策協定要綱を作成し、この政策協定の実行を条件として社会党は連立か否かをきめるべきであるとして右派の連立工作にブレーキをかけた。

社会・民主・国協政策協定 政治部門

一、ポツダム宣言を誠実に履行し、国内体制を民主的に整備し、以て国際的信用をたかめ、国際経済との関連において国内経済自立を目途として外資の導入を期待し、生産復興並に国民生活の安定を期する。

二、中央地方を貫く行政機構の民主的改革を更に推進し、之が能率化をはかり、行政監察制度を強化徹底し、官公吏道の刷新革正を期する。

三、選挙公営を主眼とする選挙法の改正を行うと共に政治腐敗防止法を制定し、衆議院の不当財産取引調査特別委員会と協力し政界浄化の徹底を期する。

四、危機突破は国民各自の救国的自覚と責任によることを痛感し、社会協同の精神を涵養し、特に道義の昂揚と文教の刷新を期する。

五、六・三制の完全実施に特別の考慮を払い、且つ定時制高等学校その他による勤労者教育の実現を期する。

経済部門

一、基本方針

経済復興の長期建設計画と照応し、一応今後二カ年を目途として総合的な計画を樹立し、生産の急速な増強と流通秩序の確立をはかり、実質的な健全財政正義を堅持する。

二、インフレ対策

(1) 財政インフレ防止のため、経費の節減に努め、徴税機構を強化し、インフレ及びヤミ利得を徹底的に徴収する。尚鉄道通信特別会計に就ては経理面の合理化を断行することによって経費の節減をはかり、復興の基本計画を樹立し、尚且不可避の赤字は一般会計より繰入れるか又は運賃並に通信料金の引上げによるか、或はその他の方法によるか等に就ては基本計画の検討を経て決定する。

(2) 租税負担の公正化並に生産増強のための税制の改革を断行し、勤労所得税並に勤労農民の所得税を大巾に軽減し、中央地方を通ずる税源を整理調整し、法人税の軽減を行い、国富調査税其他新税を検討し、その実現を図る。

(3) 金融インフレ防止及通貨信用維持の見地から、資金調達及融資の健全化と効率化をはかるため、金融制度調査会の答申に基づき金融機関の民主的管理を行う。

三、生産対策

(1) 経済再建並に生産復興のため、重点産業政策をとり、石炭国家管理の徹底を期し、海陸総合的輸送計画の完遂に重点を置き、電力事業の一元化を計り、更に必要に応じて石油、鉄鋼、肥料等重要産業の民主的な国家管理を行う。

(2) 現行の統制の範囲及び方法につき再検討を加える。

(3) 生産増強のため生産公債を公募する。

(4) 労働階級の生産意欲の昂揚を計るため次の施策を行う。

(イ) 労働組合の生産復興に対する自主的協力を推進し、労働組合運動の健全化を阻害する如き労働組合法、労働関係調整法、労働基準法等の改悪を行わない。

(ロ) 実質賃金の確保を目標として、物価と賃金を対応せしめる合理的な能率本位の賃金制を確保する。

(5) 行政整理並に企業整備は民主化及び能率化を目標にして行い、機械的人員整理の措置は、これを避ける。

(6) 耕地の改良、復旧、補修乃至開発及び治山治水のために一大土木事業を実施する。食糧増産の基礎条件を整備すると共に、供出管理制度の民主化、農漁用必需物資の確保及び農水産物価格の適正化、農地改革の徹底的推進、国营開墾農場の設定、産業生産の協同化、農業技術指導施設の整備拡充を行う。

(7) 農林漁業の復興改良のために農林復興金庫(仮称)を設け、協同組合金融機関と連

絡せしめ、併せて農業協同組合等の積極的育成に努力する。

社会部門

一、住宅政策として次の施策を行う。

- 1 国費による庶民住宅の大規模な建設。
- 2 遊休宅地並びに家屋、高級料理店、大邸宅の開放、住宅庁及住宅委員会の設置。

二、消費生活協同組合法の実現。

三、海外同胞の引揚促進と戦争犠牲者の生活擁護。

諒解事項

一、インフレ対策

(1) 軍事公債の利払の停止的処理(その方法に就ては委員会を設置する)、昭和二三年
度予算化を前提とする。

(2) 中央地方を通ずる税源の整理調整の中には土地利用税は之を徴集せず、国富調
査税を検討しその実現に重点をおく。

二、生産対策

この中肥料の国管に就て速かに調査会を設置しこれが実現を期す

三、物価と賃金を対応せしむる。対応はスライドの意味、但し所謂賃金スライド制を意味
せず。

四、農地改革の徹底推進とは、第二次農地改革の完成と第三次農地改革の準備を意
味する。具体的には、農地改革の凸凹調整は勿論、(1) 農地委員会の権限拡張、(2) 耕
地の交換分合、(3) 不耕作地主問題、(4) 未墾地及平地林の開放。

以上の政策協定の線にそつて、社会党は芦田内閣に協力することとなり、次の諸大臣を閣内におく
りこんだ。

国務大臣 西尾末広

商工大臣 水谷長三郎

労働大臣 加藤勘十

農林大臣 永江一夫

法務総裁 鈴木義男

逓信大臣 富吉栄二

国務大臣 野溝勝

文部大臣 森戸辰男

以上の八大臣のうち、その就任まで相当問題となつたのは左派五月会において、鈴木茂三郎、黒田
壽男、原彪氏ら大多数の左派幹部が反対したにもかかわらず、加藤勘十、野溝勝が押しきつて大臣
に就任したことであつて、左派五月会はそのため内部対立を起して一時、右派に対する迫力を減じ
た。これについて、芦田首相は左派という猛獣を御して労働攻勢を抑えるのだと公言した。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

